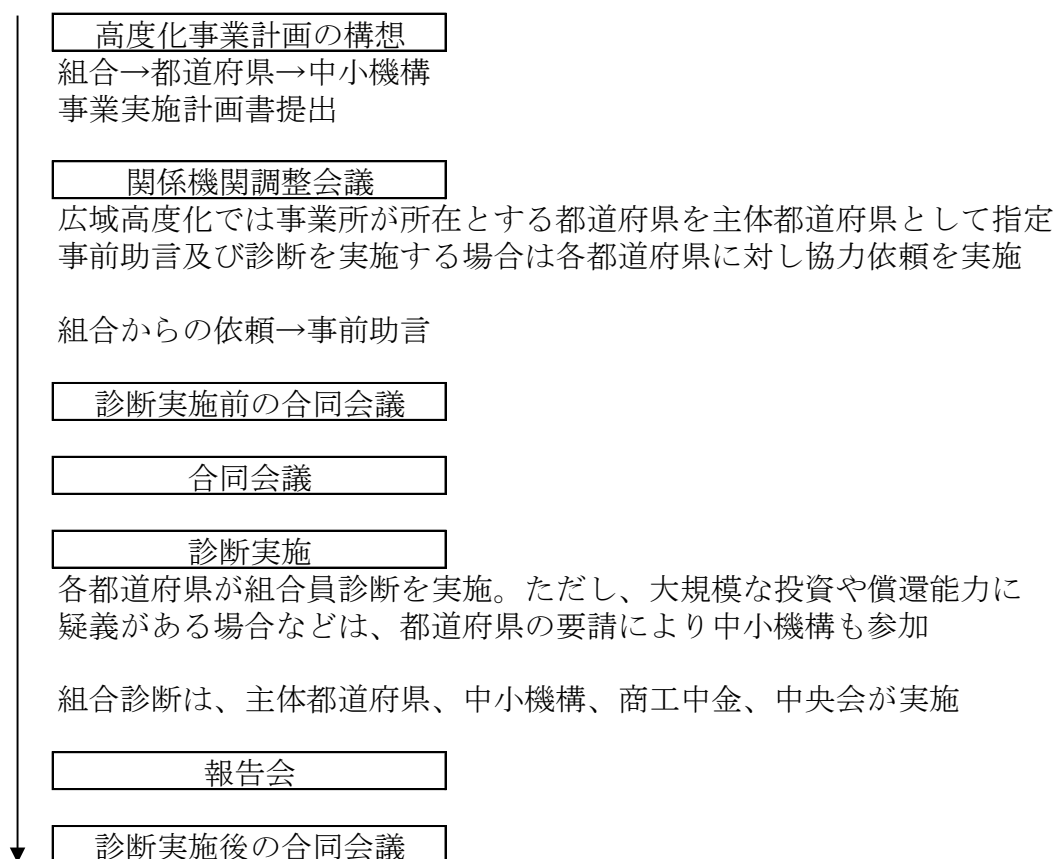


②B方式の申請手続

高度化資金 B方式の申請手続は【図 5.2.2 の 2】のとおりである。

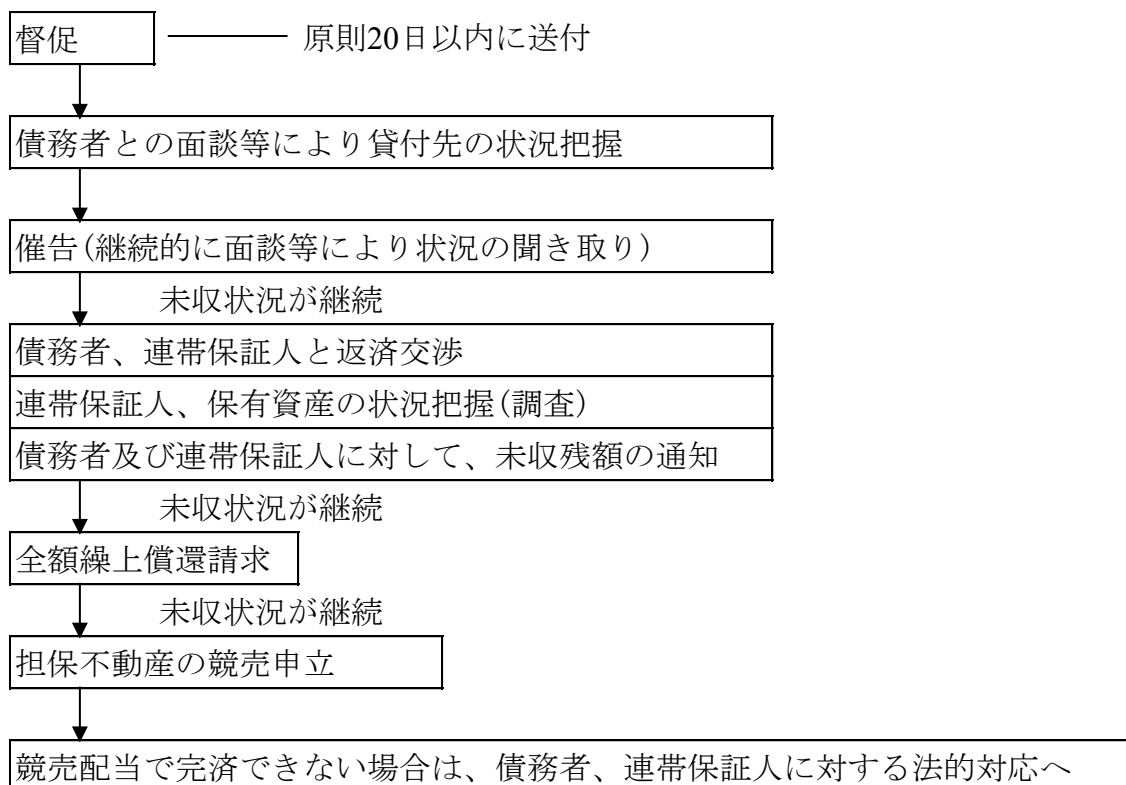
【図 5.2.2 の 2】 高度化資金 B方式の申請手続



③回収手続(A方式)

未収が発生した場合の回収手順は【図 5.2.2 の 3】のとおりである。また、平成 19 年には高度化資金債権管理委員会（以下、高度化管理委員会という）を設置しており、高度化管理委員会では専門的見地に基づく意見を聴取して個別案件ごとに適切な債権管理を実施するための対応方針を策定し、円滑な債権回収に努めている。また、高度化資金貸付の検証に関する専門家会議も公開開催し、専門家の見地からも検証を行っている。

【図 5.2.2 の 3】未納が発生した場合の債権の回収手続



5.2.3 貸付実績と未収残高の推移

(1)高度化資金 A 方式、B 方式

高度化資金 A 方式、B 方式の貸付実績と未収残高の推移は【表 5.2.3 の 1】【表 5.2.3 の 2】のとおりである。A 方式は平成 11 年度以降休止しているため、平成 11 年度以降の貸付実績は B 方式のみであるが、未収残高は全て A 方式に対するものである。未収金は、平成 25 年度は減少しているものの依然残高は 12 億円を超えており、新規未収も 33,141 千円発生している。また、倒産している先に対する未収金が 7 件、計 2 億 27 百万円となっており、回収は困難と思われる。また、【表 5.2.3 の 2】の貸付先 A、B 及び C に対する 821,650 円については、中小企業振興事業団(現中小機構)に事業が承継される以前の貸付であり、それぞれ国に対する債務が残っている。もう一本の C に対する 4,080 千円は中小機構で償却済となっている。

【表 5.2.3 の 1】 高度化資金の貸付実績と未収残高

年度	貸付実績		未収状況	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成10年	3	643,655	10	624,835
平成11年	4	5,766,425	10	624,835
平成12年	4	951,431	10	614,835
平成13年	3	1,831,278	11	721,406
平成14年	1	1,518	12	777,034
平成15年	1	2,657	12	811,799
平成16年	1	497	14	891,396
平成17年	1	1,055	15	971,962
平成18年	1	1,046	17	1,026,305
平成19年	1	130,200	15	1,040,270
平成20年	1	10,600	15	1,045,293
平成21年	0	0	15	1,321,862
平成22年	0	0	15	1,318,115
平成23年	0	0	14	1,307,279
平成24年	1	2,400	15	1,345,357
平成25年	0	0	15	1,238,919

【表 5.2.3 の 2】平成 25 年度末高度化資金未収残高一覧 (A 方式)

(単位 ; 円)

区分	貸付 年度	貸付先	未収原因	前年度末 未収金残高	平成25年度 回収額	平成25年度 発生額	今年度末 未収金残高	
高度化資金	31	A	倒産	136,000	0	0	136,000	
	32	B	倒産	102,650	0	0	102,650	
	40	C	倒産	583,000	0	0	583,000	
	42			4,080,000	0	0	4,080,000	
	56	D	倒産	15,552,763	3,394,754	0	12,158,009	
	56			22,815,000	0	0	22,815,000	
	2	E	営業不振	104,237,500	1,196,549	0	103,040,951	
	3			439,883,000	7,863,039	0	432,019,961	
	3			186,580,000	4,786,198	0	181,793,802	
	3			122,241,500	3,247,776	0	118,993,724	
	6	F	倒産	249,573,000	62,571,792	0	187,001,208	
	7	G	営業不振	9,780,000	2,212,000	2,266,000	9,834,000	
	7	H	営業不振	1,589,000	0	4,753,900	6,342,900	
	9	I	営業不振	50,729,453	11,777,639	0	38,951,814	
	10	J	営業不振	137,100,000	42,530,158	26,122,000	120,691,842	
	高度化資金・元金 小計				1,344,982,866	139,579,905	33,141,900	1,238,544,861
	42	C	倒産	374,411	0	0	374,411	
	高度化資金・利息 小計				374,411	0	0	374,411
	高度化資金 計				1,345,357,277	139,579,905	33,141,900	1,238,919,272

(2)高度化資金の貸付残高

平成 25 年度末における高度化資金の貸付残高は【表 5.2.3 の 3】のとおりである。A 方式は、貸付件数 54 件のうち 15 件で未収金が発生している。また、未収金は発生していないが、過去に一度でも条件変更をしたことがある貸付先は 9 件ある。貸付残高 3,610,664 千円のうち未収金が 1,238,919 千円であるため、正常債権は 2,371,745 千円となるが、このうち過去に条

件変更したことがある貸付先 9 件の貸付残高は 2,150,461 千円であり、正常債権の約 90%にもものぼる。これらは潜在的な未収予備軍となっており今後の動向を注視していく必要がある。

【表 5.2.3 の 3】 高度化資金貸付残高

平成26年3月31日現在

	貸付残高(千円)	件数	未収金残高(千円)	件数
A方式	3,610,664	54	1,238,919	15
B方式	64,098	7	0	0
合計	3,674,762	61	1,238,919	15

貸付残高は未収金残高も含む

(3)過去 5 年間の不納欠損の状況

過去 5 年間で不納欠損処分したのは、高度化資金 A 方式の 1 件のみである。不納欠損処分に至った経緯は、貸付先から特定調停の申立があり協議を重ねた結果、貸付残高 418,977 千円のうち 195,000 千円を返済し残額 223,977 千円、違約金 21,632 千円を免除する調停案が提示された。これについて、京都府議会で調停合意について議案提案し可決されたので、その後債権残額及び違約金を放棄、不納欠損処分となった。

【表 5.2.3 の 4】 過去 5 年間の不納欠損の状況

年度	不納欠損額	
	件数	金額(千円)
平成21年	0	0
平成22年	0	0
平成23年	0	0
平成24年	1	245,610
平成25年	0	0

(4)個別案件の状況（高度化資金 A 方式）

①E 事業協同組合（未収金額 835,848 千円）

土木建設業を営む E 事業協同組合（以下「E 組合」という）に対し、平成 2、3 年度に 4 回に分けて総額 1,192,180 千円の貸付を実行した。相談から貸付実行まで 1 年以上かけて慎重に判断するも、第 2 回目償還（平成 6 年度）から経済不況や公共工事の減少による業績不振に陥り延滞となる。その後も電話督促や面談を繰り返し、償還計画を毎年度作成させた上で平成 7 年度から平成 12 年度までに 292,104 千円を分割償還により回収を実行してきた。

しかし、平成 13 年度以降は償還金額が大幅に減少し、全く償還されない年度もあった。平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月は月額約 500 千円が償還されていたが、売上の減少を理由に平成 23 年 4 月以降は償還月額を約 100 千円へ大幅な減額要請を受けた。

京都府は平成 23 年 11 月に現在の償還額（100 千円）では法的措置を行うことを通告し、E 組合にこれからの返済額についての回答を指示したが、E 組合からは増額回答がなかったため、平成 24 年 2 月に担保物件の競売を申し立て、担保物件の売却で 15,500 千円を回収する等、平成 25 年度には合計 17,093 千円を回収した。残りの未収金を E 組合及び連帯保証人に請求するが対応がなされなかったため、平成 25 年 12 月には連帯保証人に対しても強制競売を申し立てた。なお、連帯保証人から、任意売却により、売却基準価額及び申立費用以上の支払いがなされたため、競売申立を取り下げている。

当該事案では 1,192,180 千円もの金額を融資したにもかかわらず、第 2 回目の償還期限から延滞が始まっている。これは貸付手続に 1 年以上を要し、かつ、その後の償還据置期間も長期に及んだことが仇となって、急激な景況変化に機動的に対応できなかったことに要因があるように思う。

5.3 監査の結果

5.3.1 指摘事項

(1)小規模企業者等設備導入資金－設備資金

①回収不能な未収金の処理

未収の 28 貸付先 31 件のうち平成 25 年度に一部回収があったのは 1 件のみである。未収金となった設備資金貸付の貸付年度は昭和 35 年から平成 4 年までで 20 年以上が経過しており、ほぼすべての債務者が倒産又は死亡して回収が全く進んでいない。これらの債権は回収可能性が極めて低いにもかかわらず、最長で 50 年以上放置されてきたのである。

常識的に考えれば、回収が全く進んでいない未収金 82,933 千円(30 件)は速やかに不納欠損処分すべきことは自明であるが、それが遅々として進まないのは小規模企業者等設備導入資金の仕組にも問題がある。京都府が回収の見込がないと判断し、地方自治法第 96 条第 10 号に基づき、特別の定めを設けた都道府県の条例により債権放棄した場合や、不納欠損処分を行った場合については、当該債権の国への返還義務(不納欠損処分の 1/2)が免除されない。不納欠損処分前であれば未収状態であっても回収された範囲内で国庫へ返済するだけでよいが、不納欠損処分を実行すると一気に当該債権の全額(1/2 相当額)の返還義務が発生してしまう(小規模企業者等設備導入資金助成法第 13 条)。そのため京都府は不納欠損処分することに対して慎重にならざるを得なかった。

この問題は京都府だけでなく、全国の都道府県においても同じような状況にあり、解決に向けて平成 25 年 11 月に八大都道府県金融主管課長会議名で 7 つの自治体と連名で返還義務免除の要望書を中小企業庁あてに提出している。現時点において要望は受け入れられていないが、平成 27 年 3 月 31 日をもって、小規模企業者等設備導入資金助成制度が廃止されることから何らかの対応が今後、国から示されると思われる。京都府としては、国に対して引き続き要望書を提出すると同時に、債務者及び連帯保証人(相続人)に対する調査をした上で、要望が受け入れられ返還義務免除が確

定した時点で、回収不能な未収金については、速やかに不納欠損処分すべきである。

(2) 高度化資金－A 方式

① 不納欠損処分

過年度未収金のうち、既に倒産しており交渉自体が途絶えて連絡が取れていない貸付先が 4 件（3 貸付先）ある。これら貸付金の貸付年度は、昭和 31、32、40、42 年となっており、貸付年度も古く実質回収不能と思われる。これらの未収金は、今後も回収の可能性は低く処理の目途が立っておらず、いずれかのタイミングで不納欠損処分しなければ、現状のままでは回収見込のない不良債権を永遠に未収金として管理していくことになる。ただし、昭和 31、32、40 年の 3 貸付金については、小規模企業者等設備導入資金（設備資金）と同様、国への返還義務があることから、国に対する要望が受け入れられ返還義務免除が確定した場合は、速やかに不納欠損処分すべきである。また、昭和 42 年貸付金のように、貸付年度も古く実質回収不能と思われる先で、中小機構に対する償還金額の処理が終わっている先は、速やかに不納欠損処分すべきである。

5.3.2 意見

(1) 小規模企業者等設備導入資金－設備貸与

① 京都産業 21 との損失補償契約について

設備貸与の直接の貸与先は京都産業 21 であることもあり、京都府では、これまで当該貸与にかかる未収は発生していない。しかしながら、京都府と京都産業 21 の間で損失補償契約が締結されており、京都産業 21 で生じた未収債権が回収不能となり貸倒償却する場合、一定の範囲内で京都府が損失補償金を支払うことになっている。これは形式的には京都産業 21 の未収金の問題であり京都府の未収金の問題でないのかもしれないが、結局、設備貸与事業から生じた未収（損失）の一部を京都府が補償した場合は、

実質的には京都府が小規模事業者からの回収リスクを一部負担していることになっている。

京都府の直接の貸与先は京都産業 21 であり、京都産業 21 の財務状況が健全である限り未収金については問題とならない。しかし、平成 25 年度では、京都産業 21 の貸倒引当金は回収困難予想額に対して十分に設定されているものの、損失補償契約では、最大で 1 億円補償することになっており、仮に全て実行された場合は、大きな損害を被ることになる。過去に損失補償金の支払はないにしても補償限度金額を引下げることで、補償金の支払義務が発生した場合の京都府が負担する補償額を抑制しておくべきである。

(2)高度化資金－A 方式

①債権の管理区分

条件変更している貸付先が、変更後の条件通り返済をしている限り未収金にならない仕組となっている。しかし、毎年条件変更を行い回収に長期間かかりそうな先もあり未収金予備軍となっているものもある。未収金となっていないが、条件変更して返済が長期化している先は、正常先ではなく、要注意先として正常債権と区別して管理してはどうか。金融検査マニュアル(金融庁や各財務局の検査官が銀行などを検査する際に指標となる手引書のこと)では、債務者区分を 5 つの区分に分別している。定期的に貸付金の資産価値を自己査定することで、返済の可能性が低い債権を的確に把握し、それらに対して早期に手当することが可能になる。また、回収が滞り未収となっている先も破綻先、実質破綻先、破綻懸念先と区別して管理する方が望ましい。同マニュアルでの債務者区分については次のとおり。

(ア)正常先

業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと求められる債務者

(イ) 要注意先

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

(ウ) 破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

(エ) 実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見直しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

(オ) 破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

(3) 高度化資金－B方式

① 中小機構の貸付先の未収金について

京都府の直接の貸付先は中小機構であるため、中小機構の貸付先である中小企業組合等が破綻しても、京都府の貸付債権が未収金になることはない。しかし、制度上は、中小企業組合等からの償還金を、中小機構が貸付割合に応じ、都道府県に償還することになっている。よって、中小機構から京都府への償還金が延滞する可能性は十分にある。また、全国的には、貸付先の中小企業組合等が倒産や経営不振により約定償還が延滞し、中小機構から都道府県への返済がされず、都道府県で未収が発生している事例もある。現在の制度上は、債権の保全に重大な影響を及ぼすおそれがある等、特に必要と認めたときは、中小機構から都道府県に対し報告することになっている（高度化事業に係る都道府県からの資金の借入に関する取扱

要領 第 22 条)が、未収金が発生している貸付先、今後未収金となりそうな貸付先について中小機構から定期的に報告を受ける仕組みがあった方が望ましい。中小機構の未収金が発生するリスクを京都府も管理しておくべきである。

6 農業改良資金貸付

6.1 農業改良資金制度

6.1.1 制度の概要

本貸付制度は、農業の担い手が創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を開始したり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、無利子の資金を貸し付けることにより、農業経営の安定及び農業生産力の増強を図るものである。

根拠法令等	農業改良資金助成法（現 農業改良資金融通法） 同 施行令、同 施行規則
管理規程等	京都府農業改良資金貸付規則（廃止）（以下、「農改貸付規則」） 京都府農業改良資金事務取扱要領（以下、「農改事務要領」）
事業開始	昭和 31 年度 （平成 22 年 10 月以降は日本政策金融公庫を通じた貸付となり、京都府を通じての新規貸付はなくなった）
貸付対象者	①農業を営む個人、法人、任意団体（集落営農組織含む） ②エコファーマー
貸付対象事業	①新たな農業部門の経営開始 ②新たな農畜産物の加工事業の経営開始 ③農畜産物及び農畜産物の加工品の新たな生産方式の導入 ④農畜産物及び農畜産物の加工品の新たな販売方式の導入
貸付限度額	個人 1,800 万円 法人その他の団体 5,000 万円 （認定農業者以外の者については、当該農業改良措置の導入に必要な額の 8 割と上記の額とのいずれか低い額）
償還期間	10 年以内（3 年以内の据置可能）

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域資金 12年以内（5年据置可） ・青年等の就農促進法の認定農業者 12年以内（5年据置可） ・エコファーマー 12年以内（3年据置可）
利率	無利子
担保等	連帯保証人 500万円以下1人以上、500万円超2人以上 担保 1,500万円超の場合原則として必要
延滞金・違約金	年 12.25%

(1) 貸付の状況

平成22年10月以降は新規貸付がなくなったため、貸付残高は減少傾向にあり京都府を通じた融資制度は収束方向にある。

【表 6.1.1】 貸付実績 5年推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当期貸付	-	-	-	-	-
当期償還	47,113	43,786	36,925	28,822	26,337
不納欠損	-	-	-	-	-
貸付残高	207,251	163,465	126,540	97,718	71,381
該当件数	29	26	25	22	16

過去5年以内に不納欠損処分は行っていない。

6.1.2 未収金管理の状況

(1) 延滞の状況

【表 6.1.2 の 1】 延滞実績 5年推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延滞発生	-	-	-	-	-
延滞分回収	1,200	2,250	3,000	3,000	3,300
延滞残高	39,300	37,050	34,050	31,050	27,750
該当件数	1	1	1	1	1

元本の延滞先は1件のみである（以下、法人H）。

<個別延滞事案の状況>

法人 H への貸付は平成 12 年の 11 月から 12 月にかけて申請・決定されているが、その当初貸付金額は 69,000 千円と融資実績の中で突出している。現在の貸付限度額は 50,000 千円であるが、当時の限度額は経営を開始するための青年農業者等育成確保資金としては 69,000 千円であり、限度額一杯での借入であった。なお、同年度の次点は 13,965 千円で、平成 15～18 年度の最高貸付額も 18,000 千円である。

据置 3 年を経て平成 16 年 11 月から毎年 9,857 千円の返済を開始したが、平成 18 年 11 月の第 3 回目の返済で 1,000 千円しか返済できず滞納を生じた。以後、不定期に少額の返済が行われたが返済が十分でなく、法人 H は民事の債務整理を行ったため、平成 20 年 10 月に債務不履行により一時償還請求するに至った（最大 41,000 千円の元本延滞）。

以後は毎月 100 千円の弁済が連帯保証人である A 氏・B 氏よりなされたが、平成 21 年頃に役員が別に会社を設立して貸付対象設備を使用したため、担当課の交渉により同設備の賃貸料月額 200 千円（年間 2,400 千円）を京都府が代理受領して貸付金と相殺することになった。一方で連帯保証人兩名からの弁済も毎月 50 千円（年間 600 千円）で継続し、平成 25 年度は連帯債務者である理事個人からも 300 千円の弁済を受け、平成 25 年度末の延滞元本は 27,750 千円となった。

(2)違約金の状況

現在調定済の違約金残高はない。(1)で言及した法人 H に対する違約金は、元本の完済時まで調定されず確定しないが、担い手支援課では現時点での違約金推定残高を別途計算して把握している。

【表 6.1.2 の 2】 違約金実績 5 年推移

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
違約金推定発生	4,814	4,702	4,380	3,981	3,582
違約金回収	-	-	-	-	-
違約金推定残高	9,758	14,460	18,840	22,822	26,404
該当件数	1	1	1	1	1

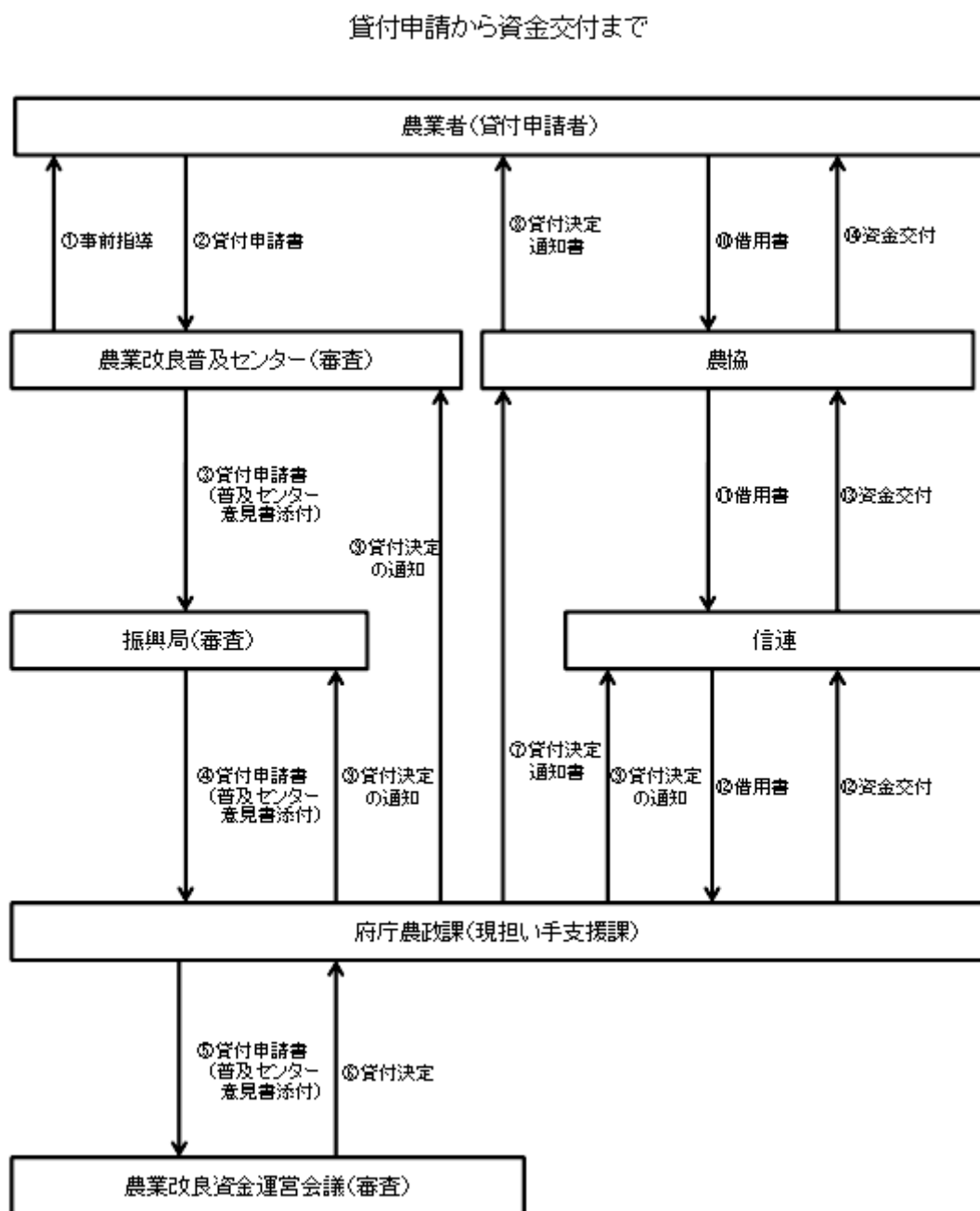
このままのペースで返済が進めば 8 年半後の平成 34 年度に元本が完済となり、完済時の違約金残高は約 40,900 千円に上ると試算される。

6.1.3 管理業務の状況

(1)業務の流れ

農業改良資金貸付の業務については、農改貸付規則と農改事務要領に従い、以下のような事務の流れで管理されることとなっている。

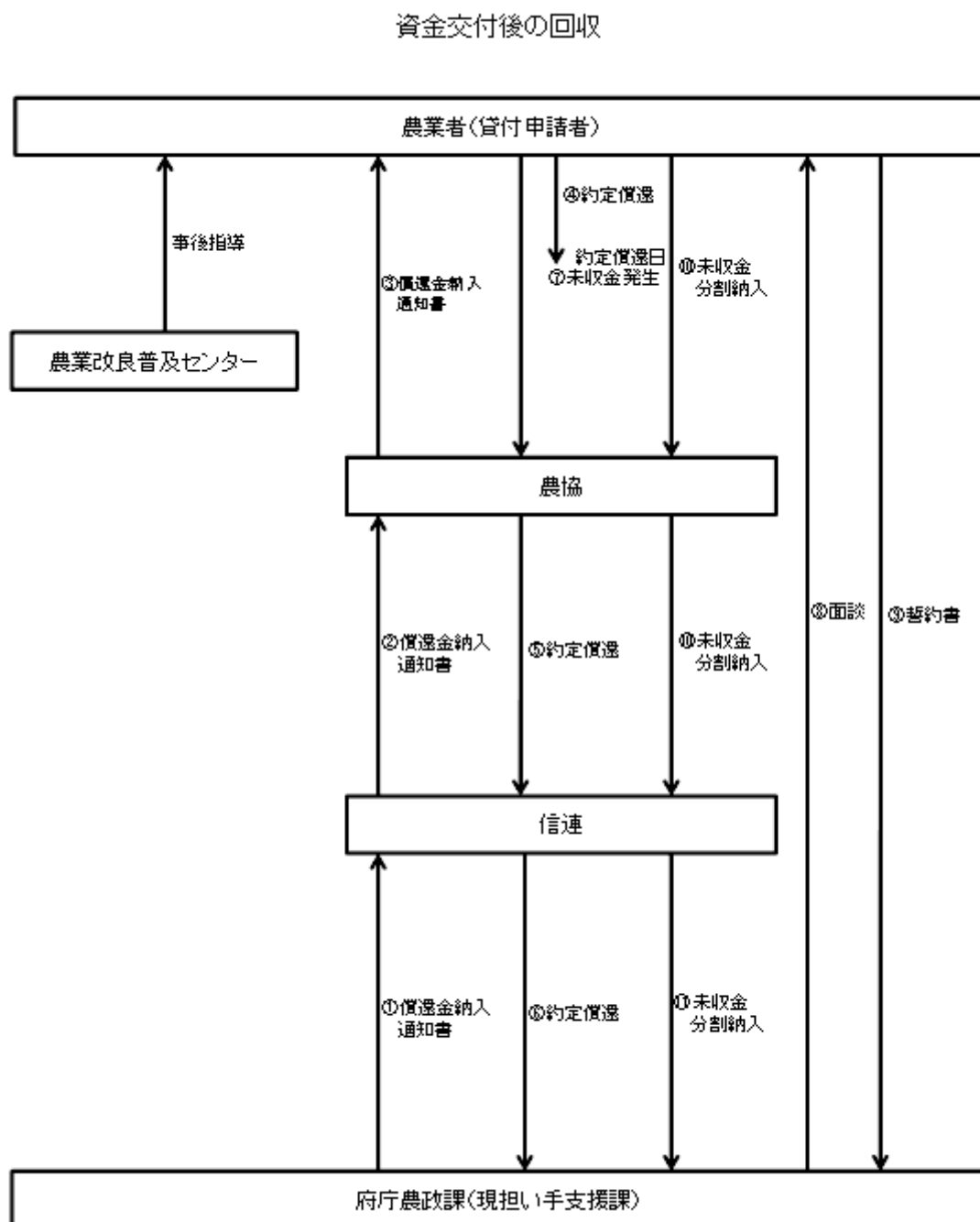
【図 6.1.3 の 1】 農業改良資金貸付事務の流れ



申請段階においては、貸付申請書（代表者・連帯債務者・連帯保証人自署押印）と農業改良措置における事業計画書、農業改良普及センターの意見書、及び農業経営状況等申告書（農協による信用状況の意見付）が重要書類となる。

決定・実行段階においては、貸付決定通知書、借用書（印鑑証明書付）、
 抵当権設定契約書が重要書類となる。

【図 6.1.3 の 2】 農業改良資金回収事務の流れ



貸付実行後の管理段階においては、貸付農家台帳、収納報告書、農協との農業改良資金事務委託契約書が重要書類となり、滞納発生段階においては、返済計画修正の同意書（誓約書）、内部報告資料の協議報告書が重要書類となる。

農業改良資金のシステム運営事務は平成 23 年度まで社団法人全国農業改良普及支援協会へ委託していたが、平成 24 年度より紙と手作業で個別管理を行っているとのことである。

(2)問題点

農改事務要領の第 22 においては、「普及センター等は～（中略）～貸付農家台帳を備え、指導の経過、経営の状況等についての的確な把握に努めるものとする。」と規定されている。

しかし、監査人の要請により提出された法人 H に関する「農業改良資金貸付台帳」（システム出力）は、平成 16 年 1 月末に融資当初ベースの情報で作成されたまま下記の事象が追加変更されていなかった。

平成 16 年 1 月末までの事象	・ 代表理事の変更（平成 15 年 11 月申請、平成 15 年 12 月承認）
-------------------	--

平成 16 年 1 月末時点では代表理事は既に A 氏に変更となっているが、平成 12 年の融資当時の代表理事の名前で登録されていた。上記についてはシステム登録時の情報に誤りがあったと言える。

その後、上記台帳の変更及び異動処理にて下記の事象を記録している。

平成 16 年 2 月以降の事象	・ 連帯保証人の追加変更（平成 18 年 9 月役員変更に伴い、平成 19 年 12 月保証承諾） ・ 返済の履歴（平成 16 年 11 月～平成 17 年 11 月は順調に返済） ・ 延滞の発生（平成 18 年 11 月以降）
------------------	--

上記の記録を行っているにも関わらず、担当者は連帯保証人の変更に関する事実を把握しておらず、連帯保証人の変更はない旨を回答していた。滞納貸付案件の履歴を正確に把握していなかった点で問題である。

なお、京都府としては既に新規貸付を終え、残債権の回収のみが残る状況であるため、外部委託をやめてコスト削減を図った姿勢は合理的で納得できる。

6.2 林業・木材産業改善資金制度

6.2.1 制度の概要

本貸付制度は、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善、労働災害の防止、労働環境の改善等のために行う新たな経営の開始や生産・販売方式の導入、安全施設、福利厚生施設の導入等の先駆的取組等に対し、京都府が無利子資金（主に設備資金）の貸付を行うものである。

本制度は林業・木材産業改善資金助成法に基づき全国一律に実施されており、国の助成を受けて京都府が造成した貸付財源（国費 2/3、府費 1/3）をもって資金を貸し付け、償還金をもって繰り返し貸付の財源としている。

根拠法令等	林業・木材産業改善資金助成法 同 施行令、同 施行規則
管理規程等	京都府林業・木材産業改善資金貸付規程（以下、「林業貸付規程」） 京都府林業・木材産業改善資金貸付要領（以下、「林業貸付要領」）
事業開始	昭和 51 年度
貸付対象者	①林業従事者たる個人 ②木材産業に属する事業を営む者

	③ア又はイに掲げる者の組織する団体 ④林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの
貸付限度額	個人 1,500 万円、会社 3,000 万円、会社以外の団体 5,000 万円 (木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合は、それぞれ 1 億円)
償還期間	10 年以内 (3 年以内の据置可能)
利率	無利子
担保等	連帯保証人 500 万円まで 1 人以上、500 万円以上 2 人以上 担保 500 万円超の場合要求可
延滞金・違約金	年 12.25%

(1)貸付の状況

平成 21 年度から貸付残高は純減傾向にあるが、毎年度安定して貸付実績がある。新規の貸付は毎年度 1~2 件ずつであり、平成 25 年度は 14 件の償還がある。過去に行った不納欠損処分は債務者及び連帯保証人の死亡免責と相続人の相続放棄による 1 件のみである。

【表 6.2.1】 貸付実績 5 年推移

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当期貸付	3,000	17,093	19,883	20,000	17,000
当期償還	25,502	20,336	27,015	27,354	29,027
不納欠損	-	-	-	-	-
貸付残高	133,209	129,966	122,834	115,480	103,453
該当件数	16	15	14	14	14

森林・林業・木材産業づくり交付金という補助制度もあるが、補助対象基準に合致しない事業者等が無利子の本融資制度を利用している。最近の年度ごと利用実績額では補助制度の方が本融資制度を上回っている。

6.2.2 未収金管理の状況

貸付金の元本は全て回収されており、現在延滞している貸付金はない。現在の未収金は元本回収時に確定した違約金の分割回収額があるのみである。

【表 6.2.2】 違約金実績 5 年推移

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
違約金発生	-	97	99	-	-
違約金回収	3	133	135	36	190
違約金残高	1,410	1,374	1,338	1,302	1,112
該当件数	1	2	2	1	1

<個別事案の状況>

未収違約金対象の Y 社へは平成 5 年度、平成 7 年度、平成 8 年度の 3 回貸付を行った。平成 10 年 10 月までは順調に返済していたが、平成 11 年 1 月の返済から滞納した。その後、元本は平成 11 年 12 月から平成 21 年 3 月にわたって返済されたが、完済時に元本の延滞に応じて年 12.25%の違約金を課した。

なお、Y 社貸付時の会社代表者は平成 21 年 2 月に死亡し、現在は事業を停止している。Y 社は夫人が代表者を引継ぎ、違約金に関する債務弁済契約を締結して夫人とその子が連帯保証人となった。現在分割回収している違約金は夫人の年金から支払われているとのことである。

6.2.3 管理業務の状況

(1)業務の流れ

林業・木材産業改善資金貸付の業務については、林業貸付規程と林業貸付要領に従い、以下のような事務の流れで管理されることとなっている。

【図 6.2.3】 事務の流れ

<p>【1 貸付】</p> <p>① 貸付申請 借受者→(森林組合)→振興局等→林務課</p> <p>② 運営協議会の開催</p> <p>③ 貸付決定 林務課→森林組合連合会(事務委託機関)→借受者</p> <p>④ 借用証書の提出 借受者→森林組合連合会(事務委託機関)→林務課</p> <p>⑤ 資金交付・事業着手 林務課→森林組合連合会(事務委託機関)→借受者</p> <p>⑥ 実施報告書の提出 借受者→(森林組合)→振興局等→林務課</p>	<p>○貸付資格認定申請書 ○貸付申請書 の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興局（林務事務所）は申請の適否に関する意見及び参考資料を添付し、副申 ・貸付決定予定日の15日前までに開催 ・貸付資格及び貸付内容について学識経験者を含む構成員で協議 ・借受者へは <input type="checkbox"/>貸付資格認定書 <input type="checkbox"/>貸付決定書 の送付 ・森林組合、振興局等へは <input type="checkbox"/>貸付資格認定連絡書 <input type="checkbox"/>貸付決定連絡書 の送付 ・貸付決定日から15日以内に提出 ・事業の着手は貸付決定後 ・資金交付は貸付決定後30日以内 ・貸付後3月以内に事業完了 ・振興局等は記載事項を審査の上、林務課へ提出 ・普及指導員は借受者調書を作成し振興局長に報告
<p>【2 償還】</p> <p>① 納入通知書の発行 林務課→森林組合連合会(事務委託機関)→借受者</p> <p>② 償還開始 借受者→森林組合連合会(事務委託機関)→林務課</p> <p>③ 償還終了 林務課→森林組合連合会(事務委託機関)→借受者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・償還期日の15日前までに納入通知書発行 ・均等年賦償還（原則10年以内）（据置3年以内） ・貸付時に提出された借用証書等を借受者に返還
<p>【3 未収金の発生】</p> <p>○ 督促状の送付 森林組合連合会(事務委託機関)→借受者 または連帯保証人</p> <p>○ 電話連絡、面談等</p> <p>○ 不納欠損処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金及び違約金の徴収事務は森林組合連合会への委託事項 ・支払期日に支払われない場合は違約金を徴収（年12.25%） ・債権回収不能となった場合は、会計規則第58条により不納欠損処分を行う。

申請段階においては、貸付資格認定申請書、貸付申請書、事業計画書、振興局意見書、及び運営協議会の協議結果が重要書類となる。

決定・実行段階においては、貸付資格認定書、貸付決定書、借用証書（連帯保証人）、抵当権設定契約書、事業実施報告書が重要な書類となる。

貸付実行後の管理段階においては、貸付者データ、納入通知書控、入金連絡資料、回収記録資料、森林組合連合会への事務委託契約書が重要書類となり、滞納発生段階においては、督促状、返済計画修正の誓約書、内部報告資料の報告書等が重要書類となる。

(2)問題点

現状、京都府会計規則第 216 条で求められている「債権管理台帳」に相当する資料は、本制度の法令・規程には明記されていないため、上記の貸付者データ（エクセルデータ）による債権管理が行われている。エクセルデータは変更が容易であり上書の記録が残らないため、アクセス権限管理などに十分な配慮が求められる。

上記を除き、貸付の申請→実行→償還→滞納→督促にわたる業務については特に指摘する事項はなく、適切に業務が行われているものと判断する。

6.3 監査の結果

6.3.1 指摘事項

(1)貸付農家台帳の保管方法（農業改良資金制度）

6.1.3(2)問題点にて、滞納貸付案件の状況把握が不十分であったと記載したが、これは貸付農家台帳の異動記録と変更にかかる重要書類を変更年度の資料綴にのみ保管し、貸付案件ごとの資料綴を作成していなかったことが主要な原因である。

貸付案件ごとの資料綴には、現時点での最新更新情報とともに、過去の異動記録と重要書類を綴じ込んで手元保管を行い、完済時まで債務者の状況を正確に把握しておく必要がある。

6.3.2 意見

(1)違約金の責任（林業・木材産業改善資金制度）

前代表者の死亡後は会社代表者が夫人に変更となっており、違約金の連帯

保証人になることを本人が申し出ている。会社事業が停止した現状では、夫人の返済原資は年金であることを担当部署も認識しながら、事業停止前に連帯保証人でもなかった夫人が個人の年金をもって会社債務を支払っている状況には疑問が残る。

高齢の夫人が会社代表者として違約金を支払っているとのことであるが、融資当時取締役ではあったが連帯保証人ではなかった夫人に延滞の責めを帰することには疑問を感じる。根拠法では違約金免除を認める規定はないため、社会的公正の見地から、国に対する違約金率の引下や違約金免除規定の追加要望を引き続き検討されたい。

7 企業立地補助金

7.1 制度の概要

(1)制度創設の背景と経過

この補助金制度は、地域の立地条件や特性に応じた戦略的な企業誘致を進めることで、雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図ることを目的として、平成 13 年度に「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例」の施行に併せて創設された。制度創設以来、補助金や税の特例措置、低利融資の三位一体の支援策を活用して企業誘致を展開している。

平成 19 年度に「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業立地促進に関する条例」に改正・延長し「正規雇用」「障害者雇用」の促進を基本方針として明確化するとともに、地域の特性を生かす「特定産業集積促進地域」制度を創設し、映画関連産業や府北部物流関連産業を積極的に支援している。さらに、平成 24 年度に同条例を拡充・延長し、支援対象事業の拡充、雇用確保のための支援措置の拡大を行ってきた。

(2)主な制度改正の内容

①平成 19 年度の制度改正

- i 雇用促進補助金を正規雇用、障害者雇用、その他に区分し補助額を差別化
- ii 特定産業集積促進地域に立地する事業所について、対象事業、対象施設、補助金額等の特例を創設

②平成 24 年度の制度改正

- i 製造業等に加え、「製造業に属する事業に類する事業」も補助対象に追加
- ii 地域の特性を生かした事業を行う事業所の補助要件の緩和
(用地等面積 3,000 m²以上→1,000 m²以上)
- iii 府内雇用者数に応じて補助限度額を変更

iv 京都市の特定地域外の立地も補助対象に追加し、対象地域を府内全域に拡大

(3)制度の内容

制度の内容は下記のとおりであり、対象は平成 29 年 3 月 31 日までに補助対象事業所として指定を受けたものとなっている。事業所設置促進補助金は京都府への設備投資を促進するため設備投資額の一定割合を補助するものであり、府内常用雇用促進補助金は京都府内での雇用を促進するため新規府内常用者数に対して一定額を補助するものである。

①補助率等

i 事業所設置促進補助金：投下固定資産額等×10%

(注) 土地取得費は補助対象外

ii 府内常用雇用促進補助金：新規府内常用雇用者数×下記単価

障害者	正規雇用者	その他
50万円/人	40万円/人	10万円/人

※京都市地域に立地される場合は上記の補助率・単価が変動

②交付限度額

補助金の交付限度額は下表のとおりである。

【表 7.1 の 1】 交付限度額

事業所設置促進補助金		府内常用雇用 促進補助金
府内常用雇用者数※1	限度額※2～※4	
5～9人の場合	0.5億円	8億円
10～19人の場合	1億円	
20～49人の場合	1.5億円	
50～99人の場合	2億円	
100～299人の場合	3億円	
300～499人の場合	6億円	
500人以上の場合	8億円	

※1 府内常用雇用者とは、府内に住所を有し、かつ雇用保険の被保険者となっている常用雇用者をいう。また、府内常用雇用者のうち府内他

施設からの異動者を除いた者を新規府内常用雇用者という。

※2 中北部・木津川右岸地域に立地される場合は上記の限度額がそれぞれ 1.5 倍になる。(事業所設置促進補助金のみ)

※3 京都市地域に立地される場合は上記の限度額がそれぞれ 0.5 倍になる。

※4 輸出関連企業(海外輸出比率が 50%以上の製品製造を行う企業)は上記限度額がそれぞれ 1.5 倍になる。(事業所設置促進補助金のみ)

③補助対象業種及び投資規模要件

補助対象業種及び投資規模要件は下表のとおりである。

【表 7.1 の 2】 補助対象業種及び投資規模要件

補助対象業種	補助対象要件		
	用地等面積	投下固定資産額等 (土地取得費除く)	府内常用雇用者数
製造業等 ※製造業等には製造業類似事業(植物工場等)も含む	工場	3,000㎡ ↓	かつ 3億円 かつ 5人
	種まき型支援 京都の特性を生かした企業の立地にあつては、1,000㎡ (例)府内産の農産物を利用した食品製造 府内の大学と研究成果を活用した製品製造など		
	本社	(1,000㎡ 又は 1億円)	かつ 5人
自然科学研究所	(1,000㎡	又は 1億円)	かつ 5人
情報関連産業 コールセンターは除く	(1,000㎡	又は 5,000万円)	かつ 5人

(注) 京都府内で事業所を移転・集約する場合は原則として補助対象外



既存敷地内での増設の場合は、更に下記のいずれかの要件を満たす必要あり

現在の工場等が	①敷地面積	:3万㎡以上
	②従業員	:200人以上
	③製造品出荷額	:50億円以上
京都府内本社企業の場合	④直近決算期	:売上高100億円以上

④ 交付実績

補助金の交付実績は【表 7.1 の 3】のとおりであり、平成 13 年度に制度が創設されて以来、平成 25 年度までの 13 年間に 130 社、総額 122 億円の補助金が交付されている。補助対象雇用者数が 4,119 人のため全てが正規雇用者と仮定すると府内常用雇用促進補助金で 16 億円、事業所設置促進補助金で 106 億円の補助金が交付されている。事業所設置促進補助金は投下固定資産の 10%であるため、京都府において少なくとも 1,060 億円の固定資産等の投資があり、同時に、新たな雇用も生み出ししており「雇用の安定・創出と地域経済の活性化」という目的は十分に果たしていると思われる。

【表 7.1 の 3】 交付実績 (平成 13 年度～平成 25 年度)

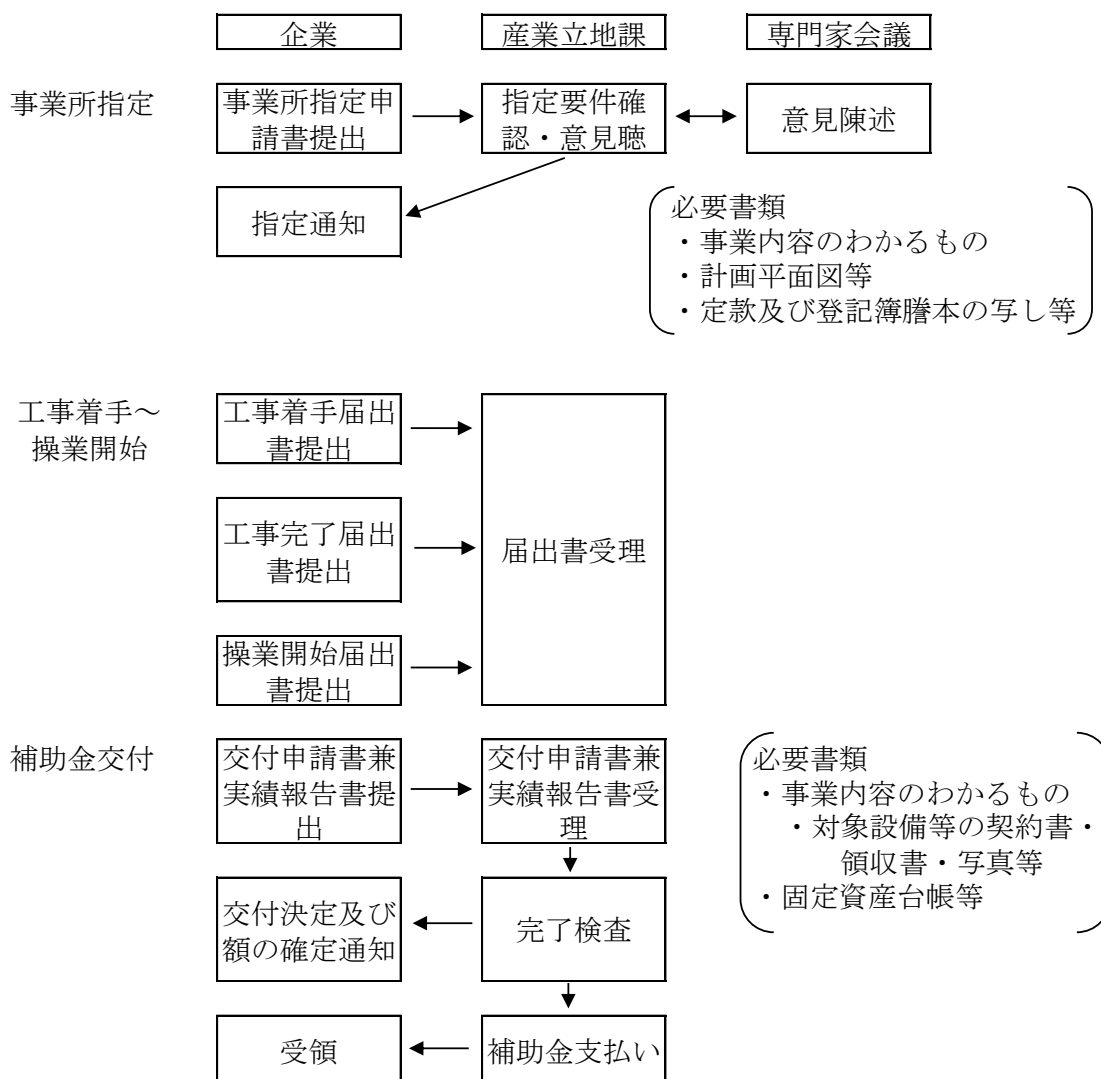
交付企業数	補助金額(総額)	補助対象雇用者数
130社	12,230,767千円	4,119人

7.2 制度の運用状況

(1) 申請手続

産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金の申請事務の流れは【図 7.2 の 1】のとおりである。

【図 7.2 の 1】 補助金の申請事務の流れ



事業所指定時に、専門家会議を開催し学識経験者等から意見聴取している。その内容は、形式要件の確認、企業誘致が京都府に与える経済効果や雇用創出効果の検証、対象事業の技術面のアドバイス等となっており、対象企業の財務内容の検討や事業計画の詳細な検証はされていない。企業が進出する際には金融機関から融資を受けて設備投資資金を確保するケースが多く、対象企業の財務内容の検討や事業計画の検証は金融機関が融資実行時に実施済みとの認識である。

未収金となった補助金交付先の決算書を確認すると、補助金申請前3年間は当期利益を出しているものの、自己資本比率はいずれも10%未満であり

財務体質に不安がある先ばかりである。

(2)回収手続

①未収金の状況

京都産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金交付要綱の第 13 条で「正当な理由によることなく、補助対象事業所において事業を開始した日から 10 年以内に当該事業の休止又は廃止をしたことにより、指定要件のいずれかに該当しないこととなったとき」に、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができると定められている。

10 年以内に事業を休止又は廃止したため、取消となった企業立地補助金返還金のうち、未収金の推移は【表 7.2 の 2】のとおりであるが、制度が始まった平成 13 年度から現在までにおいて未収金となったのは 3 社のみで、返還金額は 99 百万円(加算金を除く)となっている。そのうち 1 件 30 百万円(加算金を除く)については平成 25 年度に破産手続の終結に伴い不納欠損処分を行っている。

加算金を含めた上記の不納欠損金額は、返還確定額 30 百万円に補助金受領の日から破産手続開始日前日まで年 10.95%で計算した加算金を加えた約 42 百万円から回収した配当金 770,873 円を差し引いた 41 百万円であり、回収率は 1.8%となっている。

現在残された返還金は 2 件で総額 70 百万円(加算金を除く)であり、そのうち 1 件 48 百万円については、平成 26 年 11 月に督促状発送から 5 年が経過し時効となる。残りのもう 1 件の 22 百万円については、現在破産手続中である。

また、未収金が発生しているのは、事業所設置促進補助金のみであり、府内常用雇用促進補助金に未収金は発生していない。これは府内常用雇用促進補助金が各年度の 10 月 31 日時点で要件を満たしていた場合に支給されるので、その後に補助金の返還事由が発生しないからである。

【表 7.2 の 2】 補助金返還金の未収金推移

(金額：千円)

	H13～ H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 当初
金額	0	47,976	47,976	47,976	99,391	111,340	69,696
件数	0件	1件	1件	1件	3件	3件	2件

※ 平成 25 年度の未収金の増加額 11,949 千円は、破産手続終結に伴い確定した加算金の金額である。

②回収の可能性

補助金の返還対象となるのは事業を休止又は廃止している先であり、それらは既に経営状況が悪化していることが想定される。実際に未収金が発生した 3 件は、いずれも清算法人や破産法人であり返還対象となった時点で回収は困難と思われる。また、そもそも補助金として交付していることから原則として返還を予定していないため、補助金の交付時点で、発生していない未収金に対し連帯保証人や担保の設定をすることが出来ない。事業所指定を取消し未収金が発生した時点で、連帯保証人や担保の設定をすることも考えられるが、既に経営状況が悪化しているため回収は困難と思われる。したがって、制度上未収金となった時点で回収は極めて困難と言わざるを得ない。

③個別案件の状況

i A 社(未収額 48 百万円)

A 社は平成 17 年 12 月 9 日に事業所設置促進補助金として 56 百万円の交付決定を受けたが、平成 19 年 6 月頃に海外との取引のトラブルがあり資金繰りが悪化した。これを受けて京都府は弁護士に相談するが、「要綱に定める『正当な理由によらず事業を休止している』ケースではないから、現時点では補助金取消は不可能。また、債権回収の可能性は低い」とアドバイスを受け、特段の対応をとれなかった。

その後 A 社は平成 19 年 8 月 31 日に解散して清算法人に移行し、金融

機関等関係者が再生・継承先の確保等に努めてきたが、平成 21 年 3 月 31 日に裁判所が競売開始を決定し、京都府は平成 21 年 5 月 27 日付けで事業所指定の取消を行った。平成 21 年 9 月 30 日には交付済補助金額 56 百万円のうち、解散時点の補助対象施設の残存価格に応じた補助金額 48 百万円の返還命令を出した。納期限である平成 21 年 10 月 15 日までに返還がないため平成 21 年 11 月 24 日に督促状を発送したが、その後も返還はなく、代表清算人と連絡を取りつつも返還がないまま現在に至り、平成 26 年 11 月 24 日に督促状発送から債権消滅時効の 5 年が経過した。

ii B 社(未収額 22 百万円)

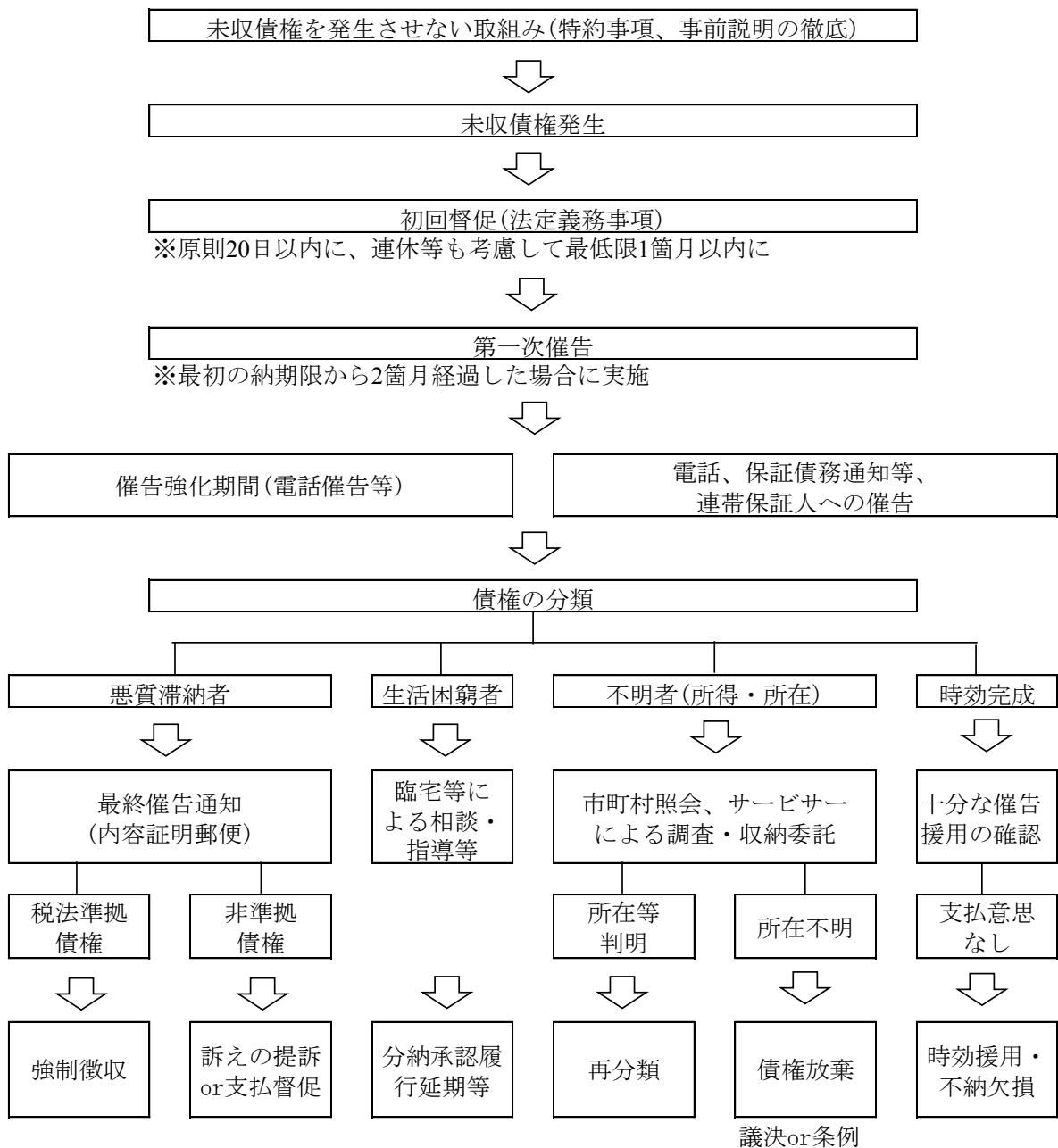
B 社は平成 20 年 12 月 1 日、平成 22 年 3 月 31 日、平成 22 年 4 月 20 日に事業所設置促進補助金として合計 22 百万円の交付決定を受けた。京都府は平成 23 年 11 月中旬の B 社訪問時に裁判での敗訴や金銭トラブル等の説明を受け、資金繰りが悪化していると報告を受ける。B 社は事業再生の可能性について金融機関等と協議するも再生を断念した。

平成 24 年 7 月 10 日に裁判所が競売開始を決定し、京都府は平成 24 年 8 月 1 日付で事業所指定の取消を行い、平成 24 年 8 月 27 日に交付済補助金額 22 百万円全額の返還命令を出した。納期限までに返還がないため、平成 24 年 9 月 13 日に督促状を発送。平成 24 年 10 月 5 日に京都地裁へ配当要求するが却下され、その後も返還はなく、代表者と連絡を取るが返還がないまま現在に至る。

④未収金の管理について

未収債権管理の業務の流れは【図 7.2 の 3】のとおりである。

【図 7.2 の 3】未収債権管理の業務の流れ



現在の未収先2件については、定期的に電話連絡や資力状況の確認を行っている状況であるが、これまでの未収金の対応について関連書類を閲覧した結果、以下の事項を検出した。

i 初回督促について

税法非準拠債権における債権管理業務では、未収債権発生後、初回督

促は原則 20 日以内、連休等も考慮して最低限 1 ヶ月以内と規定されているが、当初納期限から 1 ヶ月以上経過後に初回督促を送っている先が 1 件あった。現在のあるべき指針に比べれば督促は遅い。これは平成 21 年 9 月に発生した未収金に対する督促状であり、債権管理プロジェクトチーム設置(平成 21 年 6 月)直後の案件なので管理が十分に浸透していなかったと思われる。

ii 催告について

初回督促後も補助金の返還がない場合は、規定に沿って催告を実施しており、また、随時電話連絡や面談を行い回収に努めている。しかし、未収先は破産手続中や清算中の会社であり、催告の効果が乏しい。

(3)経済効果

平成 13 年から平成 25 年度で補助金交付企業数 130 社のうち 3 社が未収となっている。また、未収先 3 件の補助金交付日(初回補助金交付日)から事業所指定取消日までの期間は、3 年 5 ヶ月、3 年 8 ヶ月、3 年 9 ヶ月となっており、いずれも補助金交付後 4 年以内に事業所指定取消となっている。既に不納欠損処分した金額は 41 百万円、今後不納欠損処分すると想定される金額は 70 百万円(年 10.95%の加算金含まず)となっている。これらの金額は、補助金として一定の効果はあったものの、補助金交付先の企業は事業所指定を取り消され、事業活動を廃止していることから考えると、補助金を十分に活用することが出来なかったと言える。

しかし、補助金交付企業数 130 社、補助金総額 122 億円、うち未収金となったのは 3 社で返還金額 99 百万円(加算金含まず)となっており、未収金となった返還金額は補助金総額の 0.8%であり発生率は極めて低い。総額 122 億円の補助金の内訳は、補助対象雇用者数が 4,119 人のため全てが正規雇用者と仮定すると府内常用雇用促進補助金で 16 億円、事業所設置促進補助金で 106 億円の補助金が交付されている。事業所設

置促進補助金は投下固定資産の10%であるため、京都府において少なくとも1,060億円の固定資産等の投資があったことになる。さらに、具体的数値には換算できていないが、雇用促進、地域経済の活性化も考えるとこの制度の目的は十分に果たしているものと思われる。今後は、未収先2件を破産の終結や時効によって粛々と法律に従い不納欠損処分すれば未収金は解消し事務手続も終了する。引続き積極的に企業誘致することで、京都府への経済効果が期待できる。

7.3 監査の結果

7.3.1 指摘事項

該当事項なし

7.3.2 意見

(1)事前の審査及び指導の強化

審査時の提出書類の中に申請者の決算書等も入っているが、京都府で売上高や経常利益以外の財務内容の具体的な検討がされていない。補助金交付時に金融機関の融資が下りれば財務的には支障はないものと判断をしている。金融機関は融資の際、保証人や担保をとるのである程度リスクは回避できる。しかし、補助金は返還を予定していないため、保証人や担保を取ることができない。未収金となった補助金交付先の決算書を確認すると、補助金申請前3年間は当期利益を出しているものの、自己資本比率はいずれも10%未満であり財務体質に不安があったと考えられる。

また、補助対象指定の際、専門家から意見を聴取するが、内容は形式要件の確認、企業誘致が京都府に与える経済効果や雇用創出効果の検証、対象事業の技術面のアドバイス等となっている。事業に関する事業計画の詳細な検証は行われていない。

補助金申請者の財務内容を検討するため、財務基準(自己資本比率等)を参考にするなどして、企業の継続性を判断することも必要である。

金融機関が融資を実行するという事は、事業計画の実現性がある程度は担保されていると言えるかもしれないが、その判断は保証人の信用力や担保の設定状況による場合もある。また、金融機関の融資が決定しているのに補助金が交付されないと、京都府の目的たる戦略的な企業誘致という施策に水を差しかねないことも想定される。

確かに、京都府の戦略的な企業誘致という施策は、大局的にみると一定の効果があったと言え、3件の未収事例は施策を推進していくうえでの副作用ともとれる。しかしながら、個々の事例を見ていくと、未収事例の財務体質は押しなべて悪く、また、補助金交付後4年以内に事業所指定取消となっている。事前にそれらについて一定の検討が加えられていたならば、補助金の交付を見送った可能性がある。

事業計画の検証も同様であり、事前にそれらの事業計画を精査し指導することが望まれる。そうすることで、事業の実現可能性が高まり未収金発生の抑制につながると思われる。

(2)制度上の問題点

補助金の返還対象となるのは事業を休止又は廃止している先であり、それらは既に経営状況が悪化しており、回収は困難と思われる。また、補助金の交付時点で、発生していない未収金に対し連帯保証人や担保の設定をすることが出来ない。よって制度上未収金となった時点で回収は極めて困難になる。未収金となる前の対策が重要である。平成21年度に未収金が発生してから、未収金発生抑制のために、経営状況が悪化している企業に対して、京都産業21の「専門家派遣制度」を活用し、経営や販売、財務の分野につき、民間専門家による相談や診断助言を実施し、経営改善に取り組んでいる。また、金融機関とも連携し、経営状況が悪化している企業について、金融機関の再生計画に基づき、制度融資の条件変更(融資期間の延長等)も実施している。今後も現在の取組を継続し、積極的な専門家派遣の活用、金融機関との連携強化で未収金発生の抑制に努めることが望まれる。

8 府営住宅使用料

8.1 制度の概要

京都府は住生活基本法に基づき、府民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について基本理念を定め、その基本理念の実現を図る「京都府住生活基本計画」（以下、「基本計画」）を平成 19 年 3 月に策定した。東日本大震災や社会経済情勢の変化に伴う同法の一部改正を受け、平成 24 年 12 月にはその基本計画の一部を見直している。

基本計画の中で、多様な住宅困窮世帯が最低居住水準を確保して健康で文化的な住生活を送ることができるよう、府営住宅をはじめとする公共賃貸住宅の供給を中心に、これを補完する民間賃貸住宅市場の環境整備により、対象世帯の居住の安定確保を図っている。府営住宅は、民間市場で十分に供給が見込まれない「低額所得世帯」向けの住宅や、民間住宅市場が十分に形成されていない地域（主に北中部地域）での機能補完を目指している。

根拠法令等	住生活基本法、公営住宅法 京都府府営住宅条例（以下、「住宅条例」） 同 施行規則
管理規程等	京都府府営住宅家賃等滞納整理事務取扱要領（以下、「住宅滞納要領」）
事業開始	昭和 27 年度
入居者資格	住宅に困窮する低額所得者 収入が月 158 千円以下（4 人世帯なら年収 447 万円以下） （高齢者世帯は月 214 千円以下（4 人世帯なら年収 531 万円以下）） ・同居親族がいること ・現に住宅困窮していること ・京都府内に在住・在勤していること

	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人があること ・暴力団員でないこと
募集方法	<p>一般募集</p> <p>特定目的優先入居（高齢者、障害者、DV等）</p>
家賃	応能応益家賃
敷金	原則として月額家賃の3ヶ月分
延滞金・違約金	<p>延滞金等は課していない。</p> <p>明渡期限後の家賃は同種近傍家賃の2倍を課することができる。</p>